

在宅の 要介護認定者の人へ



タクシー料金助成のご案内



1 制度の目的

在宅の要介護高齢者等の積極的な社会参加の促進や買い物、通院などの外出支援を目的としています。

2 対象者

申請時に要介護1から5までに認定されている人であって、在宅で介護されている市内在住の人

タクシー料金助成を受けるには
事前申請が必要です。
下記の方法により申請してください。



※心身障がい者タクシー料金助成の対象である人については本助成の対象外です。

みよし市心身障がい者タクシー料金助成の申請をして下さい。
(担当：福祉課 ☎0567-32-8010)

☆申請・審査の流れ☆

長寿介護課に
申請書を提出



申請書の内容を審査後、受給資格者に長寿介護課から料金助成利用券を交付します。



●お問い合わせ先・申請先

みよし市役所 長寿介護課 ☎0561-32-8009

利用できるタクシー事業者

愛知つばめ交通
名鉄東部交通
リフト付介護タクシー福祉の足
もみの木訪問介護事業所
日本介護サービス
いわた福祉タクシー
介護タクシー豊心
介護タクシー杉タク
カナレタクシー
福祉タクシーあいあい
明和グループ
福祉タクシー彩
和合サービス
あかり介護・福祉タクシー
福祉タクシー白山
シキナサービス
美咲ライフサポート
西三交通
介護タクシードライバーズ
東名交通
走介
ケアサービス24あい
おでかけサポートみつ葉
アイナケアサポート
福祉ケアタクシーよろず
めるしータクシー
さんふらわあ介護タクシー
KHK介護タクシー
くろ猫ケアタクシー
福祉タクシーうららか
お出かけ屋
アネット福祉タクシー

※連絡先は料金助成利用券に記載しています。

利用方法

- 1 タクシーに乗車する。
- 2 精算の際にメーターに表示された金額から利用する枚数のチケットを渡し、チケット利用金額を差し引いた額を支払う。

※1回の乗車でチケット6枚(3,900円)まで利用できます。
乗車料金以上分のチケットを利用することはできません。
(下記の使用例参考)
※ 電話でタクシーを呼ぶ場合は、「みよし市の要介護認定者タクシー料金助成券の利用です」とお申し出ください。

利用上の注意

- 1 本人以外はチケットの使用はできません。
- 2 料金助成利用券を紛失された場合に再交付はしません。
- 3 不正使用(譲渡及び転売等)が認められた場合は、チケットの返還、不正利用額の弁済を求める場合があります。
- 4 乗車の際に運転手に介護保険証の提示を求められる場合があります

利用例

【例1】1,000円利用した場合※チケットを1枚利用することができます。

チケット1枚(650円) + 現金350円=○

【例2】1,500円利用した場合※チケットを2枚利用することができます。

チケット2枚(1,300円) + 現金 200円=○